

特別活動の課題と「道徳科」を要とする道徳教育

－「一部改正学習指導要領」（平成27年3月）に基づく新提言－

隈元泰弘 長谷川重和

The Problems of Special Activities and Moral Education with Moral Studies at its Center

The New Opinions based on the Partially Amended Government Curriculum Guidelines

Yasuhiro KUMAMOTO

Shigekazu HASEGAWA

要旨

2015（平成27）年3月、学習指導要領の一部改正が実施され、「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」に変わり、「総則」も大幅に改訂された。にもかかわらず、「特別活動」の章の記述には全く変更がなかった。だが、「特別活動」の意味と位置づけは変わらなかったのではない。「総則」と「道徳科」との新たな関連において構想された学校教育全体を通しての道徳教育のなかで、その意味を深め、特に道徳教育上の位置価値を高めたのである。本稿はこれを論証し、一部改正指導要領における「特別活動」の新たな意義について提言する。

キーワード：特別活動，特別の教科 道徳，学校教育全体を通しての道徳教育，生きる力，自立と共生

はじめに

現代の子どもたちに足りないものは何か。

中央教育審議会答申「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（2008（平成20）年1月17日付）は以下のように述べる。

「情報化，都市化，少子高齢化などの社会状況の変化を背景に，生活体験の不足や人間関係の希薄化，集団のために働く意欲や生活上の諸問題を話し合っ解決する力の不足，規範意識の低下な

どが顕著になっており，好ましい人間関係を築けないことや，望ましい集団活動を通じた社会性の育成が不十分な状況も見られる。」

これは、「特別活動」の課題に関する脚注の一部であるが，現代の子どもたちの陥っている問題状況を端的に指摘するものとなっている。同答申は当該脚注においてさらに，このような問題状況に対応するための「特別活動」の課題として以下の点を挙げている。

「特別活動の充実は学校生活の満足度や楽しさと深くかかわっているが，他方，それら〔特別活

動]が子どもたちの資質や能力の育成に十分つながっていない状況も指摘されている。」（この記述は、『小学校学習指導要領解説 特別活動編』（平成20年8月）の「第4章 指導計画の作成と内容の取扱い」、『中学校学習指導要領解説 特別活動編』（平成20年9月）の同「第4章」にそのまま掲載された¹。また、当該中教審答申のねらいは、小学校、中学校共に、同『解説 特別活動編』の「第1章」の「2」に「特別活動改訂の趣旨」として示されている²。）

「特別活動」は確かにいつの時代も、子どもたちをして学校が楽しいと言わしめるひとつの源泉であった。しかし、子どもたちが現代陥っている袋小路とも見える問題状況の中で、その解決に力を発揮すべき教育領域として認知されつつも、「特別活動」は必ずしもその役割を十分に果たしているとは言えない。

では、この課題にどう対応すべきか？ 上記のように、この課題は2008（平成20）年1月の中央教育審議会答申で示され、同年8月の『小学校学習指導要領解説 特別活動編』、同年9月の『中学校学習指導要領解説 特別活動編』に引き継がれた。しかし、2015（平成27）年3月の学習指導要領の一部改正では、すでにこの指摘から7年を経たにもかかわらず、特別活動の当該章には、全く加筆変更はなかつた。わずかに、「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」となったことに対応する当該名辞の変更が行われたのみである。このことは何を意味するのか？ 道徳教育には「道徳の時間」の「特別の教科 道徳」への改訂という大きな変更があったにもかかわらず、それに密接する特別活動は変わらなくてよい、というのだろうか？

この問題に関しては、筆者の見聞する限り、なお新たな研究は公表されていない。一部改正指導要領の告示後、同年7月には「総則」と「特別の教科 道徳」に関してはその『解説』が文部科学省のホームページで公表された（『小学校学習指導要領解説 総則編（抄）』『小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳』『中学校学習指導要領解説 総則編（抄）』『中学校学習指導要領解説

特別の教科 道徳』）。しかし、それ以外の領域においては『解説』は公表されなかつた。このことから見ても、特別活動に関しては学習指導要領の一部改正以降も、現行『学習指導要領』（小学校・中学校共2008（平成20）年3月告示）、現行『学習指導要領解説 特別活動編』（小学校：2008（平成20）年8月。中学校：同年9月）の内容がそのまま妥当すると解釈できる。このことが、一部改正学習指導要領告示以降も、特別活動についてはとりわけ現行との相違変更を問題とすることがなかつた大きな理由であろう。

しかし、一部改正学習指導要領において、特別活動に関する直接的な記述（特に、小学校：第6章 特別活動、中学校：第5章 特別活動）に変更がなかつたからといって、特別活動の意義は変わっていない、と言ってよいだろうか？ というのも、総則は大幅に改訂されたからである。当然のことながら、総則の改訂は内容的に特別活動の在り方にも及ぶ。本稿のねらいは、今回の一部改正学習指導要領においては、その「第6章 特別活動」（小学校）[「第5章 特別活動」（中学校）]自体の記述には変更がなかつたが、「総則」の改訂によって学校教育全体における道徳教育と特別活動の関連に変化が生じ、特別活動の意義がより深まったことを論証することである。

第1章では、「総則」の分析から「特別の教科である道徳……を要として学校の教育全体を通じて行う」³ 道徳教育の最新の意義を読み取り、その実現に深くかかわるものとしての特別活動の新たな位置づけを明らかにする。第2章では、特別活動の視点から学校教育全体における道徳教育を見直し、さらに新規の領域として位置づけられた「特別の教科 道徳」との関連を考察することで、第1章とは異なる視点から特別活動の新たな意義を析出する。そして、第3章で、そのような特別活動の意義を実現しようとする実践例を紹介する。

（本稿は「2008（平成20）年3月告示、2015（平成27）年3月一部改正」の新指導要領に基づく。本指導要領を「一部改正指導要領」、「2008（平成20）年3月告示」の指導要領を「現行指導

要領」,「1998(平成10)年12月告示」の指導要領を「前指導要領」と表記する。2008(平成20)年版を「現行」と表記するのは,「一部改正」版は「道徳」の「特別の教科 道徳」への全面改定とそれに対応した「総則」の変更を除けば,新たな「特別の教科 道徳」への関連部分の文言の修正にとどまっており,その意味で,道徳関連箇所以外は実質的に2008(平成20)年版が現在も用いられていると解釈することに基づく。なお,特設「道徳」は,各々の改定内容に合わせて,「一部改正指導要領」では「特別の教科 道徳」[文脈にに応じて,文部科学省の用法における「道徳科」という表現を用いる場合もある],「現行指導要領」ならびにそれ以前の指導要領では「道徳の時間」と表記する。なお,以上は小学校,中学校の学習指導要領に共通する。本稿は両学習指導要領を研究資料として用いるが,記述内容が等しい場合は両者を共通に扱う。

第1章 特別活動と「学校教育全体における道徳教育」

一 「一部改正学習指導要領」における特別活動の新たな位置づけ

既述のように,本稿は特別活動と道徳教育との関連をめぐって「一部改正学習指導要領」の視点から新たな提言を行おうとするものである。しかし,それには当然のことながら,それに先立って学校教育全体の理念・目標と特別活動との関連を説明することが必要である。学校の教育活動全体の目標は学習指導要領の「第1章 総則」に示されている。

その「第1 教育課程編成の一般方針」の「1」の前段[第1段落]では,学校教育そのものの根本目標が示されていると解釈できる。それが「児童[生徒]の人間として調和のとれた育成を目指[す]」ということである。これは,地域・時代を超えた,あるいは,地域・時代を超えて普遍的な,と想定し得る教育目標の提示である。それに対して,後段[第2段落]は現代の日本における学校教育の重点目標を示したと解釈できる。それが

「生きる力をはぐくむ」ことである。「生きる力」は1996(平成8)年7月19日の第15期中央教育審議会第1次答申で初めて提案された。以降,1997(平成9)年の同審議会第2次答申,1998(平成10)年の教育課程審議会答申,1998(平成10)年告示の小学校,中学校,高等学校学習指導要領において学校教育の重点目標とみなされ,2008(平成20)年1月17日の中央教育審議会答申で再定義され,2008(平成20)年3月告示の現行学習指導要領を経て今回の「一部改正」の指導要領(2015(平成27)年3月告示)に至っている。

「生きる力」は2008(平成20)年の再定義によれば,次のような3つの要素からなる。「[1]基礎基本を身に着け,いかに社会が変化しようと,自分で課題を見つけ,自ら学び,自ら考え,主体的に判断し,行動し,よりよく問題を解決する資質や能力,[2]自らを律しつつ,他人とともに協調し,他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性,[3]たくましく生きるための健康や体力[,]など」⁴である。この3要素はすべて「特別活動」の射程内にある。

「生きる力」はまずその学力面において「基礎基本を身に着け,いかに社会が変化しようと,自分で課題を見つけ,自ら学び,自ら考え,主体的に判断し,行動し,よりよく問題を解決する資質や能力」と規定される。「基礎基本を身に着け」に関しては『学習指導要領解説 総則編』(小学校:2008(平成20)年8月,中学校:同年9月)で繰り返し「基礎・基本的な知識・技能の習得」と言われるように,古典的な意味での基礎学力の習得を生きる力の大前提としたと解釈できる。

この「基礎基本を身に着け,」は「生きる力」を初めて提唱した1996(平成8)年の答申においてはなかった文言で,再定義において新たに加筆されたものである。その意味で,以降の「いかに社会が変化しようと,自分で課題を見つけ,自ら学び,自ら考え,主体的に判断し,行動し,よりよく問題を解決する資質や能力」は,現行学習指導要領までは,「生きる力」の学力面における独立的定義であった。

「基礎基本を身に着け」と「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する〔資質や能力〕」との関係は改めて問い直されるべきであるが、後者に限っても、「特別活動」こそ、学級や学校の諸問題を「自ら考え、主体的に判断」する場である。そこにはそもそも正答、与えられた解答はないことが多い。まさに「主体的な判断」によって物事を決めていかねばならない場である。そして、「生きる力」がその学力面での規定に「行動〔する〕」ことを含ませたのも画期的であった。マークシート的な選択問題が「知」の生動的な内実にとぐわなないことは言うまでもないが、「知」の活動自体が、「観相」的な探求という地平にとどまるものではない。

「知」は常に行動を伴う。行動によって知を実践し検証し、修正してより高度な知へと発展させる。このような行動を伴う仮説・検証・修正のプロセスこそ、「知」の本質である。しかし、現在の学校教育には、知を行動と接続させる場があまりにも少ない。その意味で、「生きる力」において知が行動と結び付けられて捉えられることとなった1998（平成10）年12月告示の学習指導要領以降、「特別活動」はそのような知の実現のために以前にもまして重要なものとなったと言える。「学級活動」であれ、「児童会〔生徒会〕活動」「クラブ活動」「学校行事」であれ、すべて何らかの形で行動する場である（中学校では「クラブ活動」は特別活動に算入されない）。「特別活動」は、他領域との接続において、他領域では不可能な行動の場を与えるとともに、それ自体において問題・課題の発見と行動を伴うその解決の模索の場として、「知」の領域においても不可欠の意義を持つものとなった。

「総則」「第1 教育課程編成の一般方針」の「2」では、学校における道徳教育の方法と目標について述べられたと解釈できる。

その前段〔第1段落〕は道徳教育の方法について述べている。「学校における道徳教育は特別の教科である道徳（以下「道徳科」という）を要と

して学校の教育活動全体を通じて行う」⁵。「現行指導要領」（2008（平成20）年3月告示）に対して「道徳の時間」が「特別の教科である道徳」として位置づけられた点が、「一部改正指導要領」（2015（平成27）年3月告示）における最も重大な変更点である。戦後一貫した全面主義道徳教育の理念にあって、1958（昭和33）年の「道徳の時間」の特設以来の大改革であり、「道徳」の比重と役割がいっそう強調され、特設「道徳」の長所を徹底しようとしていると解釈できる。次に、学校教育における各領域（小学校：各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動。中学校：各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動。）の「それぞれの特質に応じて」行う、とされ、さらに「児童〔生徒〕の発達の段階を考慮して」行う、とされる。

「第1 教育課程編成の一般方針」の「2」の中段〔第2段落〕では次のように言われる。

「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方〔中学校：人間としての生き方〕を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。」⁶

これは、学校教育全体を通じての道徳教育の本質としての目標について述べたと解釈できる。しかし、ここに書かれていることはすべて、「特別活動」と密接な関連を持つ。「自己の生き方〔人間としての生き方〕を考え」は「道徳科」を主な時間としつつも、「道徳科」では理論的な側面に傾きがちな可能性があることを考慮すれば、「特別活動」は実践と一体化した状況で「自己の生き方〔人間としての生き方〕を考え」ることのできる最高の領域である。また、特に「主体的な判断の下に行動」することは「特別活動」がその重点分野とするところであり、「自立した人間として他者と共によりよく生きる」こともまた、「特別活動」が最も密接にかかわる。

「現行学習指導要領」（2008（平成20）年3月告示）との比較で言えば、「自己の生き方〔人間

としての生き方]』という言葉と「基盤となる道徳性を養うことを目標とする。」という文章とはそのままに継承された。「自己の生き方[人間としての生き方]」は「現行」では「第1」の「2」の後段[第3段落]にあった言葉である。「現行」の後段[第3段落]は「道徳教育を進めるに当たって」「配慮しなければならない」事柄について述べられた箇所である。当該段落は、「一部改正指導要領」では「第1」の「2」から外され、「第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の「3」に、「現行指導要領」「第3章 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」と一体化される形で移動された。にもかかわらず、「自己の生き方[人間としての生き方]」「を」あるいは「について」「考える」という論点は、「第1 教育課程編成の一般方針」の「2」に残され、しかも、学校教育の根本目標を示すものとして新たに独立したものとなった中段[第2段落]に置かれた。

この複雑に入り組んだ「総則」の組み換えと変更は、「自己の生き方[人間としての生き方]を考える」ことが、「現行指導要領」の「第1」の「2」の後段[第3段落]に示される他の配慮事項、例えば人間関係や生活習慣や善悪の判断等よりも、より根源的な問題であることを—そのように文部科学省が新たに捉えなおしたことを—示唆している。このような「自己の生き方[人間としての生き方]を考える」ことの、「第1 教育課程編成の一般方針」における位置価値の向上は、「第3章 特別の教科 道徳」の「第1 目標」に挙げられる「自己の生き方[人間としての生き方]」の問題が学校教育全体を通しての道徳教育と通底することを示すとともに、やはり、その「第1 目標」で「自己の生き方[人間としての生き方]」に言及する「特別活動」との結び付きをより強調する結果となっている。すなわち、この点が重要なのだが、「一部改正指導要領」における総則の変更は、「特別活動」が学校教育において有する意義そのものをより高めるものであると解釈できる。さらに「総則」の「第1」の

「2」には、新たに「主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きる」という記述が加えられた。これが何よりもまた「特別活動」と密接にかかわる。

この変更は「特別活動」に全く新たな意味を与え、学校教育全体を通しての道徳教育において、その構造上の変化を生じさせる。すなわち、小学校では「各教科」「道徳科」「外国語活動」「総合的な学習の時間」、中学校では「各教科」「道徳科」「総合的な学習の時間」が、人間形成への知的アプローチに重点を置くものであるのに対し、「特別活動」は「行動し」「よりよく生きる」ことへの実践的アプローチを可能とする領域として、学校における道徳教育の体系を二分して、その一方の主たる担い手となり得るのである。

以上に指摘したように、学校の教育体系における特別活動の位置価値を転換する新たな記述が「総則」に入ったにもかかわらず、今回の一部改正においては、特別活動には全く手が加えられなかった。道徳に関する変更に関連して変えられねばない文言がしかるべく改められたのみである（「道徳」「道徳の時間」が「道徳科」「特別の教科 道徳」へ、「第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1」が「第1章総則の第1の2」へ、「第3章道徳の第3の1の(3)」が「第1章総則の第4の3の(2)」へと改められたのみである）。

これは何を意味するのか。道徳に関する変更を指導要領の全体に波及させる時間的余裕がなかったという解釈も可能であろう。しかし、曲がりなりにも、「一部改正」として指導要領の全体が新たに公表された以上、それは完成した全体として受け取られるのが当然であろう。すると、以下のように言える。すなわち、「特別活動」という領域の指導指針そのものは変わらないが、その学校教育における位置づけは変わったのである。しかも、「総則」の「第1」の「2」は、学校教育全体における道徳教育について述べた箇所であることを考慮すれば、「特別活動」は、その指導指針はそのままに、とりわけ道徳教育における位置づけ、意義づけが変更されたと言える。つまり、実

実践的な局面において「自己の生き方〔人間としての生き方〕を考える」とともに、「主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きる」力と姿勢を培うという新たな、そして重要な意味が与えられたのである。

本稿はこのような観点から「一部改正指導要領」における「特別活動」の道徳教育に対する新たな意義と可能性を考察しようとするものである。

「第1 教育課程編成の一般方針」の「2」の後段〔第3段落〕は「現行指導要領」の中段〔第2段落〕をほぼそのままに引き継ぐ。以下に両者を掲載して比較する。（下線部は両者共通の箇所を示す）

「現行指導要領」

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。⁷

「一部改正指導要領」

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない。⁸

「現行指導要領」冒頭の「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、」は先に掲載した「一部改正指導要領」の中段〔第2段落〕冒頭に移されたと言えるが、厳密には次のように捉えるべきであろう。すなわち、「現行」の中段〔第2段落〕が、「一部改正」では中段・後段〔第2、第3〕の二つの段落に分けられ、新中段〔第2段落〕に最重要点が根本目標として掲げられて、新後段〔第3段落〕にねらいとすべき具体的な徳目が示されることとなった。まず内容的には「平和で民主的な国家及び社会の形成者として、」が新たに加えられた。より正確に言えば「民主的な」は「現行」では次の「社会」に接続しているので、それ以外の部分が新しい。「平和」の重要性を謳うとともに、国家・社会の形成者といった社会性の意義を強調するものとなった。

さらに注目すべきは、本段落の全体が「道徳教育を進めるに当たっては、……日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない。」という文章構成となったことである。「現行」では「道徳教育は、……日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。」であった。「育成するため、」という言葉からは目的・ねらいという含意が読み取れる。しかし、これが「一部改正」では「特に留意しなければならない。」と変更されたことで、留意事項という位置づけとなった。「特に」と形容されて強調されてはいる。しかし、目的・ねらいそのものではなく、「留意」事項となったことは、文章表現上は動かしがたい事実である。おそらく、これは文部科学省の本意ではないであろう。2017（平成29）年に予定される指導要領の改訂でどう変更されるか、注視すべきところである。

「第1 教育課程編成の一般方針」の「3」は、体育・健康に関する教育の方法と留意点について述べている。

「学校における体育・健康に関する指導は、児童〔生徒〕の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、

学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科〔中学校：保健体育科〕の時間はもとより、家庭科〔中学校：技術・家庭科〕、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力のある生活を送るための基盤が培われるよう配慮しなければならない。』⁹

既述のように、「総則」で道德教育については次のように述べられていた。「学校における道德教育は、特別の教科である道德（以下「道德科」という）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり」。上の箇所では、体育・健康についても「学校における体育・健康に関する指導は、児童〔生徒〕の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。」とされている。「学校の教育活動全体を通じて」が両者に共通する。

これは単に言葉の上での共通性と捉えられるべきではないであろう。すなわち、道德教育と健康・体育に関する教育とは、各々別個に「学校の教育活動全体を通じて」行われるという、というのではない。むしろ両者は「学校の教育活動全体を通じて」行われることで、両者自身が重なり合う。両者のこのような重層的合致の実質的内容をなすのが「特別活動」である。一例として「給食」を取り上げよう。「給食」は「健康」に直結する。同時に、『学習指導要領解説 特別活動編』（小学校：2008（平成20）年8月，中学校：同年9月）では、「望ましい食習慣の形成を図る……ことをねらいとし」¹⁰と言われる。よい「習慣」の形成は人間形成の重要な一翼を担う。「望ましい習慣形成」は道德教育のひとつの重点目標そのものである。こうして、道德教育と健康・体育の教育とは、「学校の教育活動の全体を通じて」というその方法概念において重層的に合致しつつ、「特別活動」をその合致の実質的内容として接合する。こうし

て、健康・体育に関する教育は、道德教育との重層性という論点からのみならず、むしろそれ自体として直接的に「特別活動」の中で道德教育と合流するのである。

当該「3」においては、（以下、一部上記と重複するが）次の文章が特別活動との具体的な関わりを示す。「特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科〔保健体育科〕の時間はもとより、家庭科〔技術・家庭科〕、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。」すなわち、「食育の推進」「体力の向上」「安全」「心身の健康の保持増進」の指導は、体育〔保健体育〕の時間は当然のこととして、「特別活動……においても」実践されるべきなのである。

これに関しては「第6章 特別活動」「第2各活動・学校行事の目標及び内容」の「〔学級活動〕」「1 目標」が密接につながる（中学校：「第5章 特別活動」以下同）。そこでは、次のように言われる。「学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸課題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。」健康・体育に関する「総則」のねらいが、どのように具体的に「特別活動」と関わるのかが、ここで明白となる。すなわち、「よりよい生活づくり」への「参画」、健全な生活態度の育成が同時に健康の基盤となる。これは「生きる力」の「〔3〕たくましく生きるための健康や体力」にかかわることは自明であるが、その「自主的、実践的な態度や健全な生活態度」の育成によってさらに「生きる力」の「〔2〕自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性」に接続する。これによって特別活動は、「心身の調和」の実現につながり、「人間として調和のとれた育成」を可能とする。そして、このような構造によって、「特別活動」は体育・健康に関する教育と結びつきつつ、道德教育と一体化するのである。

第2章 「特別活動」と「特別の教科道徳」並びに他の領域との関連

一「特別活動」から「学校教育全体における道徳教育」への展開一

以上では学校教育の理念と目標、並びにその中核をなす道徳教育、とりわけ学校教育全体を通じての道徳教育という視点から、「一部改訂指導要領」における「特別活動」の新たな意味と位置づけを考察してきた。しかし、これのみでは本稿の目標は達成できない。逆に「特別活動」を起点として、他の領域へと論を展開する必要がある。全体から「特別活動」への論理展開と、「特別活動」から他の諸領域への論理展開とが一体的に理解されることで初めて、広義の道徳教育に対する「特別活動」の新たな意義と役割を解明することができる。

以上のように立論の視点自体が一転されることから、ここで改めて、学習指導要領から「特別活動」の目標とその各活動・学校行事の目標を引用したい。

第1 目標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考え〔中学校：人間としての生き方についての自覚〕を深め、自己を生かす能力を養う。

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕〔小中共通〕

1. 目標

学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

〔児童会活動〕〔中学校：生徒会活動〕

1. 目標

児童会〔生徒会〕活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

〔クラブ活動〕〔小学校のみ〕

1. 目標

クラブ活動を通して、望ましい人間関係を形成し、個性の伸長を図り、集団の一員として協力してよりよいクラブづくりに参画しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

〔学校行事〕〔小中共通〕

1. 目標

学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

以上、「現行学習指導要領」「一部改正学習指導要領」共通¹⁾（以降、「現行」「一部改正」共通、と略記）。

まず、以上のような「特別活動」の目標と「各教科」との関連を道徳教育という観点から見てみよう。

「総則」の「第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の「2 各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。」において、両者の重要な接点を見出すことができる。

まず、「(2) 各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、児童〔生徒〕の興味関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。」（「現行」「一部改正」共通）と言われる。「問題解決的な学習」は基本的には「各教科」という領域における事柄としてであるが、「特別活動」は学校生活の全般における問題解決の場であり、それを基盤として各教科の「問題解決的な学習」へと展開すると

ともに、各教科の「問題解決的な学習」が応用されて「特別活動」における問題解決へと広がる。「自主的、自発的な学習」に関しても、「特別活動」においてねらわれる「自主的、実践的な態度」がその基礎となるとともに、各教科の「自主的、自発的な学習」が学校生活全般における「自主的、自発的な学習」の涵養へと拡大・発展する。

次に「(3) 日ごろから学級経営の充実を図り、教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童理解を深め、生徒指導の充実を図ること。」¹² (以上小学校。「現行」「一部改正」共通。中学校は以下。「(3) 教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。」¹³「現行」「一部改正」共通。)と記述される。「特別活動」の目標には、「よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる」とある。[学級活動]では「学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し」、[児童会 [生徒会] 活動]では「児童会 [生徒会] 活動を通して、望ましい人間関係を形成し」、[クラブ活動]では「クラブ活動を通して、望ましい人間関係を形成し」、[学校行事]でも「学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し」とあるように、人間関係の形成は、「特別活動」の統一目標であるのみならず、各活動・学校行事のすべてにおいて重点目標とされている。人間関係形成においては、特別活動は担任教諭の「学級経営の充実」の中核をなすとともに、「教師と児童の信頼関係」の基盤構築に寄与すると言える。

さらに「(5) 各教科等の指導に当たっては、児童が学習課題や活動を選択したり、自らの将来について考えたりする機会を設けるなど工夫すること。」¹⁴とされる。(以上、小学校。「現行」「一部改正」共通。中学校では「自らの将来について考えたりする機会」という観点に以下が内容的に対応する。「(4) 生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育

活動を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと。」「(5) 生徒が学校や学級での生活によりよく適応するとともに、現在および将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、ガイダンスの機能の充実を図ること。」¹⁵ 以上「現行」「一部改正」共通。)

「特別活動」は、「自己の生き方 [人間としての生き方] についての考えを深め」というその目標をもって、「各教科等の指導」において「自らの将来について考えたりする」(以上、小学校。中学校では「自らの生き方を考え」また「現在および将来の生き方を考え」) ことの価値論の意味での中心的役割を占めるとともに、「特別活動」の特徴である具体性・現実性において、教科等に見られる一般性・間接性を自分の人生に即するものへと転化する基盤となる。例えば、「国語」においてその「内容」との関連で「伝記を読み、自分の生き方について考えること」¹⁶ と言われるとき(中学校指導要領にはこれに対応するものがない。ただ、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」,「3 [教材についての留意事項]」,「(2)」,「オ」に「人生について考えを深め、豊かな人間性を養い、たくましく生きる意志を育てるのに役立つこと。」¹⁷ とあり、「人生について考えを深め、豊かな人間性を養い、たくましく生きる意志を育てる」ことが目標であることが分かる)、日常的に「特別活動」の諸局面において「自己の生き方についての考え [人間としての生き方についての自覚] を深め」ることが、伝記や文学作品等の読書という間接的体験を「自分の生き方」に現実感覚をもって接続させる力の源泉となる。

また、「特別活動」の目標である「集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる」は、「学校行事」の「望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる」指導において具体化されるが、これは「社会」の目標である「国際社会に生きる平

和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」¹⁸ につながる。すなわち、前者の「公共の精神」が後者の「公民的資質の基礎」へと発展し得るのである。

それはより具体的には〔第3学年及び第4学年〕の「1. 目標」に挙げられる「地域社会の一員としての自覚」¹⁹ へと展開し（中学校学習指導要領には本事項に当たる部分はない）、またその具体的な地域社会の一員としての自覚が当の「公民的資質の基礎」の涵養へと結実しもするのである。（なお、「社会」の目標に関する上記の引用文中で、「平和で民主的な国家・社会の形成者として」が、今回の「一部改正学習指導要領」において「総則」「第1」「2」の後段〔第3段落〕に新たに挿入された文言であることは注目しなければならない。「現行学習指導要領」の「社会」の「目標」に置かれると同時に、「一部改正指導要領」の「総則」の「第1 教科課程編成の一般方針」でも新たに用いられたわけであるから、このことは逆に「社会」のもつ学校教育に汎通的な意味を際立たせることになる。）

では、「特別活動」は「特別な教科 道徳」とはどのようにつながるのであろうか。

「第3章 特別の教科 道徳」の「第1 目標」では次のように述べられる。「第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方〔人間としての生き方〕についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。」²⁰

「特別活動」の目標と比較すると、「自己の生き方〔人間としての生き方〕についての考えを深め」が完全に共通することが大きな特徴である。「道徳科」では「自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方〔人間としての生き方〕についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。」であるが、「特別活動」では「自己の生き方〔人

間としての生き方〕についての考えを深め、自己を生かす能力を養う」²¹ である。

「現行学習指導要領」から「一部改正学習指導要領」への変更という点からすれば、「道徳科」の「目標」に「学習」と入ったことが決定的である。これまで「道徳の時間」に関しては、その定義・解説等において「学習」という言葉が用いられたことはなかった。「自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方〔人間としての生き方〕についての考えを深める学習」とされたことこそ、道徳の「時間」が「特別の教科」となったことの明確な証左であり、そこに「〔特別の〕教科」となったことで生じたその「定義の変更」を観取できる。これによって「道徳科」は、領域概念としては「教科」に近づき、「学習」概念の共有によって「教科」と重なる部分を大幅にもつことになった。

しかし、このことは、「道徳の時間」が領域概念においてその実践的性格あるいは実践とのかかわりをもって「特別活動」と重なっていた部分が縮小し、両者の近接性が少なくとも相対的に薄れたことを意味する。このことが逆に、「特別活動」の独自性を強め、実践と密接に結びついたその意義をさらに高めることとなった。

このように「特別活動」と「道徳」の新たな関連という観点から見れば、「自己の生き方〔人間としての生き方〕についての考えを深め」という点では根本的に共通するが、「道徳科」はあくまで「学習」であり、それに対して、「特別活動」は「自己を生かす能力を養う」というようにトータルな人間力の育成と結び付けられているのが特徴と言える。「道徳科」と「特別活動」との結び付きは、知と行為の関係という哲学・倫理学の根本問題にまで遡源的にかかわる極めて困難な課題を含むものであり、稿を改めて詳細に論じたい。

次に、「特別活動」の「総合的な学習の時間」への関係を考えたい。「総合的な学習の時間」の目標は、「一部改正学習指導要領」に次のように記されている。

「横断的・総合的な学習や探求的な学習を通し

て、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。²²（「現行」「一部改正」共通）

言うまでもないが、当該文中の「自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力」が「生きる力」の「確かな学力」に一致するところに、「総合的な学習の時間」の重要な意義がある。「確かな学力」の冒頭部分「基礎基本を身に着け、いかに社会が変化しよう、」を除けば、両者は全く同一である。「特別活動」が、課題発見・主体的判断・問題解決の実践的な場であることをその本質的契機とすることは、すでに前章で指摘した。「確かな学力」は、「各教科」・「外国語活動」[中学校では「各教科」]で目指されることは自明であるが、「総合的な学習の時間」では、端的にそれ自体として目標となる。その意味で、「特別活動」ではいっそう実践に重点が置かれるものの、両者はそのねらいにおいて重なる。

「総合的な学習の時間」の「特別活動」への関連に関しては、「一部改正学習指導要領」の「第5章 総合的な学習の時間」（中学校では「第4章」）「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の「1」＜指導計画の作成に際しての配慮事項＞に、次のような指示がある。「（6）各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。²³（中学校では「、外国語活動」がない。）（道徳科への変更を除き、「現行」「一部改正」共通）「各教科」「道徳科」「外国語活動」（中学校では「外国語活動」はない。）は知的営為に重点がある。「特別活動」は実践的営為に重きを置く。単なる暗記を超える「本物の知」は、知識と行為との一体化にその本質を有するとすれば、まさに「総合的な学習の時間」は「本物の知」形成の場そのものであり、

その実践面が「特別活動」との関連において更なる展開を期待される、ということになる。

また、「2」＜内容の取扱いに際しての配慮事項＞では、次のように言われる。「（5）グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。²⁴（「現行」「一部改正」共通）「グループ学習や異年齢集団による学習」は、突然導入できるものではない。集団で生活し、協調して行動する力が備わって初めて可能となる。良好な人間関係があって初めて、グループや異年齢集団での個人の活発な活動が促される。

「特別活動」は「望ましい集団活動を通して」²⁵ 集団活動を可能とする協調性・社会性を培う。「特別活動」は集団だからこそ実現される＜個人的活動を越えた充実と楽しさ＞を体験させ、喜んで協同する力を育成する。そのような意味では、「特別活動」は「総合的な学習の時間」に対して、いわばその成立基盤を提供するという一面をもつ。「総合的な学習の時間」の「第1 目標」に「問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て」（「現行」「一部改正」共通）がある。「特別活動」はこのような態度を「総合的な学習の時間」と一体となって育むとともに、「特別活動」は「よりよい生活」や「健全な生活態度」²⁶ の育成によって、より根本的な次元から「総合的な学習の時間」を支える。そして、この「特別活動」による「総合的な学習の時間」の根本的な次元からの支持的基礎づけ自体が、道徳教育の展開の構造となる。すなわち、「よりよい生活」や「健全な生活態度」は、その「よりよい」こと、「健全な」ことにおいて、道徳的善を根源に保持し、「生活」「生活態度」において、善の生活世界的基盤を体現する。このような意味で、「特別活動」が「総合的な学習の時間」を支えるという関係自体が、道徳的善の実現の構造をなしている。

また、「総合的な学習の時間」の目標は「第1」の末尾において「自己の生き方を考えることがで

きるようにする。」[小学校，中学校共通。本文だけは中学校でも「自己の生き方」である。他所のように「人間としての生き方」となっていない。]と締めくくられている。総合的な学習の時間の最終的なねらいはあくまで「自己の生き方を考えること」なのである。ここでは、「特別活動」の目標が「自己の生き方 [人間としての生き方] についての考えを深め，自己を生かす能力を養う。」であったことに格別の注意を払わねばならない。すなわち、「特別活動」と「総合的な学習の時間」とは，その主要な部分において重なりつつ、「特別活動」は生活的実践において「自己の生き方 [人間としての生き方]」を考えることで「総合的な学習の時間」の基礎をなし，「総合的な学習の時間」は知的領域等とのトータルな展開において，「特別活動」の実践的性格を生かして「自己の生き方」についての考察を，単に頭の中で考えることから知と行為とが一致する「本物の知」へと昇華するのである。

以上のような「特別活動」の「学校教育全体を通しての道徳教育（道徳科における教育を含めた）」への関連をまとめなおせば次のようになる。

学校教育の目標に関しては，これもすでに指摘したように，「総則」で「児童 [生徒] の人間として調和のとれた育成を目指し」と言われる。ここに，学校教育全体を通しての道徳教育の最終的なねらいがある。「第6章 [第5章] 特別活動」の「第1目標」では，その冒頭「望ましい集団活動を通して，心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り」²⁷と言われる。「特別活動」において「発達」の目標となる「心身の調和」が「総則」で指摘された「調和的人間性」へと収斂してそのトータルな実現の一翼を担うという構造が看取できる。また，「[学校における] 道徳教育は，……自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。」（「一部改正学習指導要領」「総則」）と言われる。まさにこの一文こそ，今回の一部改正で「総則」に新たに加えられたものであり，本稿において「一部改正学習指導要領」における「特別活動」

の新たな意義を考える上での要となるところであるが，この「自立した人間として他者と共によりよく生きる」を実現する上で，「特別活動」の「望ましい集団活動」は大きな役割をもつ。

「学級活動」は，学級という互いの顔がすべて見える規模の集団において「他者と共に……生きる」，「児童会 [生徒会] 活動」では学校全体における児童 [生徒] の自治組織として，役割を分担しあって「他者と共に……生きる」，「クラブ活動」[小学校のみ] では「共通の興味・関心」を追及するなかで異年齢で構成された集団において「他者と共に……生きる」，学校行事では「儀式的行事」「文化的行事」「健康安全・体育的行事」「遠足・集団宿泊的行事 [中学校：旅行・集団宿泊行事]」「勤労生産・奉仕的行事」といった質的にも量的にも多様な行事の中で多種多彩な集団活動を経験することで，「他者と共に……生きる」。「なすことによって学ぶ」を基本原理とする「特別活動」においては，「他者と共に……生きる」ことをもって「他者と共に……生きる」ことを学ぶのであり，「特別活動」はこれをもって，「自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする」＜学校教育全体を通しての道徳教育＞へと包摂一被包摂の往還的関連において接続するのである。

また，「特別活動」が学校での生活の充実に重点を置いていることも重要である。「特別活動」の「第1 目標」では「よりよい生活」への志向が重視される。「学級活動」では「よりよい生活づくりに参画し」「健全な生活態度を育てる」²⁸と言われる。「児童会 [生徒会] 活動」では「よりよい学校生活づくりに参画し」²⁹とされ，「学校行事」では「よりよい学校生活を築こうとする自主的，実践的な態度を育てる。」³⁰と述べられる。生活自身が教育する，というのは，デューイの生活主義の基本理念であり，それが全面主義道徳教育の思想的基盤となっていることを考えれば，生活を主題とする「特別活動」は，他のどの領域にもまして，学校教育全体を通しての道徳教育の根源と言える。

このような道徳教育と「特別活動」との関連を実現するには、どのような「特別活動」の実践が必要となるのか。次章ではこれを論じる。

第3章 自立と共生の実現を目指す学級活動

一 「一部改正学習指導要領」における「特別活動」の新たな役割という視点から一

前章で指摘したように、「一部改正指導要領」における改正の要は、「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」へと変更されるとともに、総則第1の2に「主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きる」という全く新たな一文が加えられたことである。この一文の趣旨を全面主義道徳教育の理念の下で、道徳科との関連において実現する、それこそが、「一部改正指導要領」において「特別活動」が担う新たな役割である。では、特別活動はどのようにしてこの役割を果たすのか？ その好例となる教育実践を学級活動に求めて論述したい。なお、以下においては、「主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きる」を必要に応じて「主体性と自立・共生」と略記する。

学級活動のねらいのひとつは「学級を単位として、信頼し支え合って楽しく豊かな学級や学校の生活をつくるとともに、日常の生活や学習に自主的に取り組もうとする態度の育成に資する活動を行うこと。」〔第5学年及び第6学年〕³¹と学習指導要領で示されている。その内容領域は「(1)学級や学校の生活づくり」「(2)日常生活や学習への適応及び健康安全」の二つに分かれている。さらに(1)は、「ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決」(年間15時間～20時間程度)、「イ 学級内の組織作りや仕事の分担処理」(年間3時間～5時間程度)、「ウ 学校における多様な集団の生活の向上」(年間3時間～5時間程度)の内容に分かれている³²。

第2章で論じたように「特別活動」は学校生活の全般における問題解決の場であり、それを基盤として各教科や他領域の「問題解決的な学習」へ

と展開している。その基盤になるのが各学級で展開している学級活動である。担任は学級活動を児童の自主的な実践の場として捉え、学級経営の要として位置づけている。特に「ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決」については多くの時間を配分し(年間15時間～20時間程度)、年間計画を立てて計画的に実施している。学級活動における「諸問題の解決」と教科学習等における「問題解決的な学習」が相互に作用しあって、「自主的、自発的な学習」が展開できる学級風土を醸成している。まさに「特別活動」においてねらわれる「自主的、実践的な態度」がその基礎になっている。

高学年になると委員会活動や児童会活動やクラブ活動、集団登校の班長など様々な場面において意欲的に活動することになる。その活動の多さに比例して課題解決の場は多くなる。ここでは、特別活動の実践研究校の取組でどのような学級活動が展開しているかを述べる。高学年において多くなる学級の諸問題は、学級会で児童が主体となって集団決定しないと問題解決に向かわない。また、教師は、学級会の時間だけでなく事前・事後の取組がどのように展開しているのかを理解しなければ、個々の児童理解や学級集団の把握に繋がらない。

そこで、特別活動の実践研究校の指導案と評価規準を示しながら高学年の学級活動における研究授業を参考に学級活動の展開を論述する。研究授業は1時間であるが、事前からの取り組みや学級経営の取り組みのなかに様々な教師の支援が見えてくる。

S小学校は「変化する社会を主体的に生きる子どもの育成を創造する」という統一主題のもと、5年の学級活動の授業を公開した³³。

本学級は学級活動を学級経営の中心として指導している担任のもと、児童の自主的な実践はかなり活発に行われている。学級目標は4月当初にクラスみんなで話し合い「絆(協力し合い、ずっと友だちで 成し遂げるぞ)」に決定している。学級組織が機能し始めたら児童たちは1人1人のよ

さを認め合い、協力できる集団をめざしてスタートする。しかし6月頃になると、学期始めのころと比べ児童相互の結びつきが希薄になったり係活動が空回りする時期を迎える。そこで、新聞係が「学級ニュース」を発刊したり、遊び係が「全員遊び」を提案したりするなど学級の絆を深めてきた。「学級活動ノート」を見ても意欲的に発言できるようになってきた。しかし、学級アンケートをとると「みんなで協力する場がない」「4年生のときより協力できていない」「言いたいことが言えない」「本音を言えない」など「人間関係」に関する課題が見えてきた。

担任は計画委員の児童と相談して、学級の「絆」を深め、それによって「主体性と自立・共生」を実現するような活動を計画し自分たちの力で学級づくりを意識させた。まず、「絆を深めるためにはどうしたらよいか」のアンケートを行い、出てきた意見を「イベント」「学級文化」「日常」の3つの視点に分類し意見を整理した。この3つの視点は、本学級の特色でもあるが、児童の話し合い場面における思考回路を上手く整理することに役立ち、話し合い活動を活発化させている。

計画委員会が開催され、いよいよ本時を迎える準備に入る。本時の活動までの経過〔以下の指導案の3-(2)〕として、1週間前から次のような活動が展開している。

①計画委員会

- ・議題を決定し計画委員会の役割分担を決める。
- ・話し合いのめあてと柱を考える。

②朝の会

- ・議題と提案理由を知らせる。

③朝の会

- ・アンケート（学級の絆を深める活動について）を実施する。

④朝の会

- ・アンケートの結果を報告し掲示する。

⑤帰りの会

- ・学級活動ノートに自分の意見を記入する。

⑥計画委員会

- ・計画委員会で話し合いの進め方について計画

を立てる。

これらは、開催される学級活動の目的を明確化するとともに話し合い活動が意味のある内容になるために大切な活動として位置づけている。

次に本時の学級活動学習指導案を示す。

学級活動学習指導案³⁴（要点のみ記載。詳細は割愛した）

- 1 題材「学級の絆を深める活動を計画しよう
～絆計画～」
- 2 指導にあたって
 - (1) 学級の実態（略）
 - (2) 題材設定の理由

毎日の「みんな遊び」では、全員が一緒に遊び、グループ活動や当番活動でも、互いに協力し合いながら活動することができる。しかし、気の合った友達とだけ仲良く遊んでいたり、親しい友達関係を築くことができなったりする児童が見られるなど、特定の間人同士の結びつきがやや強いように感じる。5月のはじめに学級生活におけるアンケートを行ったところ、友達と協力することができていると答える児童が大半であったが、できていないと答える児童も数名いた。理由は、「5年生になったところなので、まだみんなで協力する場がない」、「4年生の最後の頃と比べると、協力できていない」などであった。学級としては、様々なことをやり始めてはいるが、経験が乏しくまだ深まっているとは言えない。学級の絆を深めるには、相手と適度な距離をとって自分に傷がつかないようにしている関係ではいけない。本音を言い、互いにぶつかり合い、成長していく中でこそ絆を深めることができると思う。そして、「あかんことはあかん」と言い合えるような集団に育てたい。今後、仮に、よくないと感じる場面に向き合った際には、互いに成長していく中で、学級の「絆」を深めていきたい。

新しい人間関係を築こうとするこの時期に、

学級の「絆」を深めるような活動を計画することを通して、自分たちの力で学級をつくっていくことを意識させたい。そして、よりよい学級にしたいという児童の思いをくみ、「絆」を深める計画をイメージングすることで方向づけをする。この時期に自分たちで舵を取るような活動をする中で、クラス全体の意志統一ができるようになる。

(3) 指導のねらい

今回の実践を通して、児童相互の理解がさらに深まることを願っている。[中略]

この取り組みは、児童が「成すことによつて学ぶ」ということを、年間計画を立て、見

通しをもって実践することを通して、自分たちが学級を作っていくことを大切にするものである。このことをきっかけに、クラスの一員として、互いに認め合い支え合えることのできる人間関係を築きたい。そして、学級の「絆」も深まると考えている。

(4) 全教育活動との関連 (略)

3 本時の活動に至るまでの経過と今後の活動予定

(1) 問題の処理と議題の選定 (略)

(2) 本時の活動までの経過 (前述)

(3) 今後の活動予定 (略)

4 指導の過程と対応

	段階	児童の活動	指導者の支援・援助
事前	意識化	<ul style="list-style-type: none"> 「学級生活アンケート」から学級のつながりについて考える。 みんなで学級目標の達成に近づくための取組を計画しようとする気持ちを持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> 「学級生活アンケート」から学級のつながりを考え、課題に気づくようにする。 学級目標達成に近づくためにみんなでできることはないかを考え、年間を通して計画を立てるようにする。
	共通・共同化	<ul style="list-style-type: none"> 話し合いのめあてについて計画委員で考える。 学級活動で話し合う内容をみんなに知らせる。 自分の意見を学級活動ノートに記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 学級の絆が深まるように活動の計画を立てる。 話し合う内容が意識できるように、活動内容についてのアンケートを行い、掲示する。 学級活動ノートの意見にコメントを書き返却する。
本時	個別・集団化	<ul style="list-style-type: none"> 提案理由や学級目標を意識して、学級の絆が深まるように活動について話し合う。 学級活動ノートに自分の評価を記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 提案理由や学級目標を1人1人が意識できるように助言する。 学級のつながりが深まるような内容が3つの視点になっているか考える。 本時のよかった点を称賛し、実践に向けての意欲を高める。
事後	実践化	<ul style="list-style-type: none"> 計画したことを、一つ一つ学級目標を意識しながら行っていく。 みんなで協力して準備をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分たちで進んで取り組めるように支援する。 決めたことを実践し、達成感を味わうことができるようにする。
	生活化	<ul style="list-style-type: none"> 実践をふり振り返り、今後の活動に生かす。 みんなと協力し活動する中で、人間関係を深める。 学級目標を意識して生活する。 	<ul style="list-style-type: none"> 実践を通して達成感を味わい、次の活動への意欲をもつことができるようにする。 仲間とのつながりを今後も深めることができるように助言する。 定期的に振り返りを行い、学級目標を意識した集団になるように支援する。また、みんなで助け合うなかで人間関係を深めていくようにする。

5 本時のねらい

(1) 学級の絆を深めるような活動内容を考え、1年間の見通しをもつことができる。

(2) 友だちの意見を聞き、自分の考えを理由とともに発表することができる。

6 本時の活動

議案	絆計画を立てよう						
提案理由	学級の絆を深めるために、いろいろな活動をしたいと「話し合いポスト」に議題提案がありました。そこで、1年間の学級の「絆」を深める活動の計画を立てて、学級目標に近づけるように話し合いたい。						
司会	〇・〇	黒板記録	〇〇	ノート記録	〇〇	提案者	計画委員会
活動内容		支援・援助			評価・指導材		
1 つかむ					・司会ノート		
(1) はじめのことば (2) 学級の歌 (3) 役割の紹介 (4) 議題の確認 (5) 提案理由の発表 (6) 話し合いのめあての確認							
2 話し合う							
(1) 学級の「絆」を深める活動を考える。		<ul style="list-style-type: none"> ・議題や提案理由、めあてを確かめ、活動への意欲が高まるようにする。 ・提案理由が分からない点について補足する。 			<ul style="list-style-type: none"> ・話し合う内容、めあてを掴むことができたか。 ・学級活動ノート ・アンケート結果 		
(2) 「絆」計画を決める。		<ul style="list-style-type: none"> ・事前のアンケート結果や学級活動ノートをもとに、自分の意見を理由とともに発表できるようにする。 ・学級目標達成に合うもの、学級の絆が深まるなどの観点から考えるようにする。 ・出された活動内容をイベント（集会活動など）・文化（学級文化）・日常（日ごろから行うこと）など、項目ごとに分けて考えるようにする。 			<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果や学級活動ノートをもとに、自分の意見を発表できたか。 ・学級の絆が深まる内容を考えることができたか。 ・友だちの意見を聞いて、考えを深めることができたか。 		
3 まとめる							
①話し合ったことの確認		<ul style="list-style-type: none"> ・本時の活動をふり返り、よかった点を具体的に称賛する。 ・決まったことをはっきりさせ、みんなで実践しようという意欲を高めるようにする。 ・学級活動ノートに自己評価し、今後の活動のめあてがもてるようにする。 			<ul style="list-style-type: none"> ・提案理由やめあてを理解し、話し合いに参加できたか。 ・今日の自分の活動をふり返ることができたか。 		
②自己評価							
③先生の話							
④終わりの言葉							

担任は本時の話し合い活動が児童の主体的な活動になるために次のような支援を行っている。

まず、本授業の流れは国立教育政策研究所の『楽しく・豊かな学級・学校生活をつくる特別活動』³⁵を活用し、「出し合う」「比べ合う」「まとめる（決める）」のステップを示して行われている。子どもたちの主体的な学びを引き出すために黒板に決まった意見を可視化して、思考のための時間も示した。司会者は、計画委員会で決めたシナリオにしたがって考えを拡散させる言葉がけや意見をまとめ収束させる言葉を使いながら進行している。さらに計画委員の児童は学級目標を明示して

常に何のためにそれをするのか、理由付けを求めていた。このように話し合い活動の仕方についての指導が定着しており、教師は司会者や計画委員の児童に対して必要があれば支援することだけに専念している。児童の主体的・自治的な活動場面が前面にでている。

次は話し合い活動に向けた環境の準備である。全ての児童の机上には、ネームプレートが置かれ、その後ろに一人一人の学級会でのめあてを記入している。自分のめあてを明確に意識して学級会に臨んでいる。さらに学級会ノートを作成し自分の考えを自分の言葉で綴っていた。担任からのメッ

セージが書き込まれ自信をもって話し合い活動に参加していることが分かる。そのノートは年度当初から綴られており自分の成長の足跡を見ることができる。

さらに細かいことではあるが、全ての意見を可視化するために担当の児童が前に出て短冊に記入している。その記入の速さやまとめ方は手慣れている。もちろん、骨子になる「提案理由」や「話し合いのめあて」「話し合いの柱」などは事前に掲示している。黒板全体が構想的に可視化され児童の思考の手助けになっている。これらの支援は担任の普段からの地道な指導なしでは定着することはない。

黒板の上部には、「絆」の学級目標が掲示されており、高学年としての在り方と友だちとの絆を意識して学級活動が展開している。

本学級は、学級活動の進行や話し合い活動の仕方も低学年からの積み上げで慣れているが、計画委員の児童においてはどのように学級活動を進めたらよいかも理解している。驚いたことに特定の児童が計画委員になるのではなく、輪番制で全員の児童がその役割を担うことになっている。学級の中に所謂“お客さん”をつくるのではなく“全員野球全員参加”を基本としている。

学級活動の目標は、「学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。」³⁶である。これをもって、「一部改正学習指導要領」の「主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きる」を実現しようとする。本章では「学級活動指導案」と「学級活動の各指導過程と評価規準」をもとに一つの授業実践を論述し、そこに展開している児童の学びの姿や教師の支援の在り方を具体的に明らかにすることができた。学級活動の1時間を分析するだけでも学級活動の目標に記されている「望ましい人間関係」「よりよい生活づくり」「諸問題の解決」「自主的実践的な態度」などのキーワードで象徴されている特別活動の学

びが生き生きと展開していることが分かる。

結び

「特別活動」は子どもたちに学校の楽しさを実感させる最高の領域である。「特別活動」は同時に「なすことによって学ぶ」ことを実現する最も重要な分野である。しかし、文部科学省自身が、「特別活動」はその目標を十分に達成してはいない状況にあると認識している。学校現場においては、現在、楽しさという視点から特別活動の学校行事精選と称して、時数の削減が行われていることで、指導上の困難がより高まっているとの声がある。

このような状況の中で、学習指導要領の一部改正が実施され、「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」に変わった。そこでは、「総則」自体が大幅に改訂された。第3章「特別の教科 道徳」における記述の変更は、1958（昭和33）年の「道徳の時間」特設以来の最大のものとなった。「特別活動」は道徳を実践的に体得する最良の領域であるが、「総則」が変わり、道徳が変わったにも関わらず、「特別活動」の章の記述には全く変更がなかった。これは何を意味するのか？「総則」の改訂によって道徳を要とする学校教育全体を通しての道徳教育が変わり、道徳科が新設されても、その実践の場とも言える「特別活動」は変わる必要がない、あるいは変わらなくてよい、というのか？これが本稿の問題提起であった。それに対して本稿は、そうではない、と答えた。「特別活動」自体の記述は変更されなかったが、「総則」の改訂、「道徳科」の新設による道徳教育の体制自体の変革が、「特別活動」の意味を変えたと言える。

「道徳科」への変更によって、道徳が初めて「学習」の場とされたことで、当該新設の「道徳科」は従前の「道徳の時間」よりはるかに理論的な色彩を濃くした。それによって「特別活動」は実践の場としてその重要性を増した。また、「総則」に新たに「自立と共生」という要素が組み込

むまれたことで、それを実践的に身に着ける分野とみなされるという意味でも、「特別活動」はその位置価値を高めた。

では、そのような新たな意味と位置づけをもった特別活動は、具体的にはどのように運営されるべきか？ これを第3章で考察した。そこでは、学級会を取り上げた。1回の学級会も決して単独では有効には機能しない。事前指導、学級会本体、事後指導と体系的に計画する必要がある。事前指導では、問題の意識化、共通・共同化を狙い、計画委員会を立ち上げ、数度の朝の会・帰りの会での話し合いを重ね、準備を進める。当該学級会では、直接の目標とした「絆を深める」「絆計画」を立てることを狙いとする。その活動そのものが学級の絆を深め、「自立と共生」の実践の場となるよう運営される。

事後指導では、決められた「絆計画」を実際に遂行しつつ、同時にそれを意識化していく。そうして、まさに目標とする人間関係を深めること、「自立と共生」のある生活を行うことを実現していく。この事前指導、学級会、事後指導という全体のプロセスの中で、例えば、計画委員は特に学級会の議題や運営について提案するという点において、リーダー的役割を果たすが、このクラスでは同委員が輪番制の受け持ちとなっており、全員がその役割を順次担うこととなっている。

「自立と共生」を同時に育むことは難しい。リーダーシップを取る立場に立つ児童には自立も身に付きやすいが、一般生徒にとってはそうではない。論理的には、自立なくして共生なく、共生なくして自立なし、である。自立的力がなければ、共に生きることはできないし、共に生きる力なくしては自立することも困難である。しかし、現実にはこの両者を一体的に育むことは極めて困難である。クラスの運営を円滑に進めるために、担任はどうしてもリーダー的資質のある児童・生徒に頼りがちである。多くの児童・生徒にもその経験を積ませることが必要であり、その実体験なしにはその力は身に付かないと知りつつも、リーダー的資質に乏しい児童・生徒にクラス運営を任せることは

できない。現実の学級会は、自立的な力を培う機会となるクラス代表的な役割を、そもそもリーダー的資質をもつ児童・生徒に割り振り、大多数を受動的立場に固定しがちである。

しかし、ここに紹介した学級活動は、それを克服しようとする試みとして大きな意味をもつ。計画委員の輪番制がそれだが、それだけならひとつの形式に過ぎない。クラスにおける役割の固定化から生ずる成長の機会の不平等を克服しようとするれば、クラスの運営法そのものが根本から変わらねばならない。ここで取り上げたのは、たった一度の学級会の運営であるが、そこにクラス運営法の変革の端緒がみられる。事前指導、学級会の当該時間、事後指導という展開を体系的に構成し、計画委員の輪番制もその一構成要素として組み込まれる。「絆計画」を策定しようという目標に、その準備活動そのものが絆を深めるように構想され、学級会の時間そのものが絆を強める好機となるよう運営され、そこで作り上げた「絆計画」に従って以降の実践が導かれることで、児童生徒が絆の深化を実感できるように考えられている。

このたった一回の学級会の実践例であるが、そこには学級の時間的・空間的な連続性の中に児童・生徒の個別的活動、リーダー的活動、グループ活動、学級全体での活動を意図的体系的に組み込むことによって、「自立と共生」の一体的育成を目指す構想がある。

「一部改正指導要領」において、「総則」は大きく変わった。新たに「道徳科」が新設され、道徳の時間は「学習」の要素を遥かに強めた。しかし、「特別活動」の章の記述は変わらなかった。だが、「特別活動」の意味と位置づけは変わらなかったのではない。「総則」と「道徳科」との新たな関連において構想された学校教育全体を通しての道徳教育のなかで、その意味を深め、教育上の位置価値を高めたのである。本稿はこれを論証しようとした。本稿の成否に関しては、関係各位の批判・意見を期待するとともに、2017（平成29）年3月にも予定される新指導要領の告示をまって再検討することとしたい。

執筆分担

はじめに，第1章，第2章，結び：隈元泰弘
第3章：長谷川重和

註

- 1 文部科学省 『小学校学習指導要領解説：特別活動編』 東洋館出版社 2008（平成20）年8月，104ページ。同『中学校学習指導要領解説：特別活動編』 東洋館出版社 2008（平成20）年9月，92ページ
- 2 文部科学省 『小学校学習指導要領解説：特別活動編』 東洋館出版社 2008（平成20）年8月，2－4ページ。同『中学校学習指導要領解説：特別活動編』 東洋館出版社 2008（平成20）年9月，2－4ページ
- 3 『小学校学習指導要領』2015（平成27）年3月一部改正（文部科学省ホームページ）1ページ。『小学校学習指導要領』2015（平成27）年3月一部改正（文部科学省ホームページ）1ページ
- 4 「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について（答申）」2008（平成20）年1月17日，中央教育審議会答申，8ページ。
- 5 文部科学省 『小学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，1ページ。
- 6 同上
- 7 『小学校学習指導要領』 2008（平成20）年3月告示，13ページ。『中学校学習指導要領』 2008（平成20）年3月告示，15ページ。
- 8 『小学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，1ページ。『中学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，1ページ。
- 9 『小学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，1－2ページ。『中学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，1－2ページ。
- 10 『小学校学習指導要領解説：特別活動編』 東洋館出版社 2008（平成20）年8月，40ページ。『中学校学習指導要領解説：特別活動編』 東洋館出版社 2008（平成20）年9月，38ページ
- 11 『小学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，105－107ページ。「現行」112－114ページ。
- 12 『小学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，4ページ。
- 13 『中学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，4ページ。
- 14 同上（文部科学省 『小学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，4ページ。）
- 15 『中学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，4ページ。『中学校学習指導要領』 2008（平成20）年3月告示，18ページ。
- 16 『小学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，15ページ。「現行」26ページ。国語に関しては、「道徳の時間」の「道徳科」への改正にともなう条項並びに言葉の変更以外においては、「一部改正」は「現行」に等しい。
- 17 『中学校学習指導要領』 2008（平成20）年3月告示，29ページ。
- 18 『小学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，23ページ。「現行」34ページ。社会に関しては、「道徳の時間」の「道徳科」への改正にともなう条項並びに言葉の変更以外においては、「一部改正」は「現行」に等しい。『中学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，18ページ。『中学校学習指導要領』 2008（平成20）年3月告示，31ページ。社会に関しては、「道徳の時間」の「道徳科」への改正にともなう条項並びに言葉の変更以外においては、「一部改正」は「現行」に等しい。
- 19 『小学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，23ページ。「現行」34ページ。
- 20 『小学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，91ページ。『中学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，100ページ。
- 21 『小学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，105ページ。「現行」112ページ。『中学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，107ページ。「現行」118ページ。小学校，中学校共に，特別活動に関しては、「道徳の時間」の「道徳科」への改正にともなう条項並びに言葉の変更以外においては、「一部改正」は「現行」に等しい。
- 22 『小学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，102ページ。「現行」110ページ。『中学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，105ページ。「現行」116ページ。小学校，中学校共に，総合的な学習の時間に関しては、「道徳の時間」の「道徳科」への改正にともなう条項並びに言葉の変更以外においては、「一部改正」は「現行」に等しい。
- 23 『小学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，103ページ。「現行」111ページ。『中学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，106ページ。「現行」117ページ。年間時間数に関して

- は、横浜市教育委員会『横浜版 学習指導要領特別活動編』2009年 を参照。
- 24 『小学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，103ページ。「現行」111ページ。『中学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，106ページ。「現行」117ページ。
- 25 『小学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，105ページ。「現行」112ページ。『中学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，107ページ。「現行」118ページ。
- 26 『小学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，105ページ。「現行」112ページ。『中学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，107ページ。「現行」118ページ。
- 27 『小学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，105ページ。「現行」112ページ。『中学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，107ページ。「現行」118ページ。
- 28 『小学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，105ページ。「現行」112ページ。『中学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，107ページ。「現行」118ページ。
- 29 『小学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，106ページ。「現行」113ページ。『中学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，108ページ。「現行」119ページ。
- 30 『小学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，107ページ。「現行」114ページ。『中学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，108ページ。「現行」119ページ。
- 31 『小学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，105ページ。「現行」112ページ。
- 32 『小学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，105ページ。「現行」112ページ。なお、各時間配分については以下の文献を参照した。横浜市教育委員会『横浜版 学習指導要領特別活動編』2009年 22, 26, 30, 34 ページ。
- 33 大阪市立関目小学校。平成28年6月4日（土）第5学年2組（在籍数30名）にて「学級の絆を深める活動を計画しよう ～5-2絆計画～」を題材として学級会が行われた。担任は吉田慶子教諭である。
- 34 前注の吉田慶子教諭による指導案。
- 35 杉田 洋 『楽しく豊かな学級・学校生活をつくる特別活動』文部科学省国立教育政策研究所 2013年
- 36 『小学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月

一部改正，105ページ。「現行」112ページ。『中学校学習指導要領』 2015（平成27）年3月一部改正，107ページ。「現行」118ページ。

参考文献

学習指導要領と解説（文部科学省）

- 『小学校学習指導要領』
2015（平成27）年3月一部改正（文部科学省ホームページ）
- 『中学校学習指導要領』
2015（平成27）年3月一部改正（文部科学省ホームページ）
- 『小学校学習指導要領解説：総則編（抄）』
2015（平成27）年7月（文部科学省ホームページ）
- 『小学校学習指導要領解説：特別の教科 道徳編』
2015（平成27）年7月（文部科学省ホームページ）
- 『中学校学習指導要領解説：総則編（抄）』
2015（平成27）年7月（文部科学省ホームページ）
- 『中学校学習指導要領解説：特別の教科 道徳編』
2015（平成27）年7月（文部科学省ホームページ）
- 『小学校学習指導要領』
東京書籍 2008（平成20）年3月告示
- 『中学校学習指導要領』
東山書房 2008（平成20）年3月告示
- 『小学校学習指導要領解説：総則編』
東洋館出版社 2008（平成20）年8月
- 『小学校学習指導要領解説：道徳編』
東洋館出版社 2008（平成20）年8月
- 『小学校学習指導要領解説：総合的な学習の時間編』
東洋館出版社 2008（平成20）年8月
- 『小学校学習指導要領解説：特別活動編』
東洋館出版社 2008（平成20）年8月
- 『中学校学習指導要領解説：総則編』
ぎょうせい 2008（平成20）年9月
- 『中学校学習指導要領解説：道徳編』
日本文教出版 2008（平成20）年9月
- 『中学校学習指導要領解説：総合的な学習の時間編』
教育出版 2008（平成20）年9月
- 『中学校学習指導要領解説：特別活動編』
ぎょうせい 2008（平成20）年9月

研究文献

- Beck, Clive: *Better Schools: A Values Perspective*
Taylor & Francis 1990
- Brezinka, Wolfgang: *Erziehung in einer*

- wertunsicheren Gesellschaft Ernst Reinhardt Verlag, Munchen/Basel 1986
- Brezinka, Wolfgang: *Glaube, Moral und Erziehung* Ernst Reinhardt Verlag, Munchen/Basel 1992
- Dewey, John: *Democracy and Education*. Dover Publications, Inc. Mineola, New York 2004
- Lickona, Thomas: *Educating for Character: How Our Schools can teach Respect and Responsibility* Robin Straus Agency, New York 1991
- 伊藤良高 富江英俊 大津尚志 永野典詞 富田晴生 編集 『道徳教育のフロンティア』 晃洋書房 2014年
- 岩本俊郎 浪本勝年 『資料 特別活動を考える』 北樹出版 2005年
- 小寺正一 藤永芳純 編集 『道徳教育を学ぶ人のために』 世界思想社 1997年
- 佐々木昭 『特別活動の研究』 学文社 1998年
- 佐野安仁, 荒木紀幸編著『第三版 道徳教育の視点』 晃洋書房 2012年4月, 第一版 1990年, 改訂版 2000年
- 新富康央 編著 『小学校新学習指導要領の展開—特別活動編』 明治図書 2008年
- 杉田洋 『よりよい人間関係を築く特別活動』 図書文化社 2009年
- 杉田洋 編著 『心を育て, つなぐ特別活動』 文溪堂 2009年
- 杉田洋 『楽しく豊かな学級・学校生活をつくる特別活動』 文部科学省国立教育政策研究所 2013年
- 高橋哲夫 原口盛次 井上裕吉 今泉紀嘉 井田延夫 倉持博 編著『特別活動研究 第三版』 教育出版株式会社 2010年, 第一版 1992年, 第二版 2000年
- 中谷彪 臼井英治 大津尚志 編集 『特別活動のフロンティア』 晃洋書房 2008年
- 中野目直明 小川一郎 編集 『現代の特別活動〈第2版〉』 酒井書店・育英堂 2001年, 初版 1996年
- 浪本勝年 岩本俊郎 佐伯知美 岩本俊一 編集『資料 道徳教育を考える 3改訂版』 北樹出版 2010年, 初版 2006年
- 日本特別活動学会 監修 『新訂 キーワードで拓く新しい特別活動』 東洋館出版 2010年
- 林忠幸 堺正之 編著 『道徳教育の新しい展開』 東信堂 2009年
- 林泰成 『新訂 道徳教育論』 放送大学教育振興会 2009年
- 原清治 編著 『特別活動の探求』 学文社 2007年
- 原清治 桧垣公明 編著 『〈第二版〉深く考え, 実践する 特別活動の創造 —自己理解と他者理解の深まりを通して—』 学文社 2010年 第一版 2009年
- 平野智美 監修 中山幸夫 田中正浩 編著 『新たな時代の道徳教育』 八千代出版 2012年
- 藤井千春 『ジョン・デューイの経験主義哲学における思考論—知性的な思考の構造論的解明—』 早稲田大学出版部 2010年
- 宮川八岐 編著 『平成20年版 小学校学習指導要領ポイントと学習活動の展開 特別活動』 東洋館出版 2008年
- 村田昇 編著 『道徳の指導法』 玉川大学出版部 第二版 2009年, 初版 2003年
- 柳沼良太 『「生きる力」を育む道徳教育—デューイ教育思想の継承と発展』 慶応義塾大学出版会 2012年
- 山口満 安井一郎 編著 『改訂新版 特別活動と人間形成』 学文社 2010年, 第一版 1990年, 改訂第一版 2001年
- 行安茂 『道徳「特別教科化」の歴史的課題—近代日本の修身教育と戦後の道徳教育』 北樹出版 2015年
- 横浜市教育委員会 『横浜版 学習指導要領特別活動編』 2009年
- 渡部邦雄 緑川哲夫 桑原憲一 『実践的指導力を育む 特別活動指導法』 日本文教出版 2009年